

# 「本当に必要なの？ その政活費」

【日時】平成27年9月27日（日）午後1時～

【場所】仙台弁護士会館4階

1 開会の挨拶

仙台市民オンブズマン代表 野呂圭

2 宮城県議会の政務調査費（平成24年度）の実態

仙台市民オンブズマン事務局長 畠山裕太

3 政務活動費をチェックする第三者機関についての調査・報告

仙台市民オンブズマン 石上雄介

4 領収証等のインターネット公開に関する報告

仙台市民オンブズマン事務局長 畠山裕太

- 休憩 -

5 パネルディスカッション

コーディネーター 仙台市民オンブズマン代表 野呂圭

パネリスト 河北新報編集局報道部記者 若林雅人

全国市民オンブズマン連絡会議事務局 内田隆

仙台市民オンブズマン 庫山恆輔

仙台市民オンブズマン事務局長 畠山裕太

6 アピール採択

7 閉会の挨拶

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ副会長 中田美智子

仙台市民オンブズマン市民フォーラム  
本当に必要な？その政活費(セイカツヒ)

基調報告①  
平成24年度宮城県議会政務  
調査費支出状況報告

平成27年9月27日  
仙台市民オンブズマン事務局長  
弁護士 畠山裕太

1

## 政務活動費とは

・そもそも、政務活動費とは？

地方自治法100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

2

## 政務活動費とは

議員の活動を助けるために、  
議員報酬とは別に交付される「補助金」。

議員報酬は、議員の生活費。

しかし、議員報酬だけでは県の現状把握、調査などのために費用がかかるため、その調査費用などのためにその経費の一部を支払う、というのが趣旨。

3

## 政務活動費とは

地方自治法100条  
14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

・15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

・16項

議長は、第十四項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

4

## 政務活動費とは

もともとは「政務調査費」

(旧)地方自治法

その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、

平成24年8月の改正で「その他の活動」が加わり、用途が広がった。

5

## 政務活動費とは

政務調査費は  
「調査研究に資するため」

政務活動費は、  
「調査研究その他の活動に資するため」  
に支給される。

「補助金」であって「報酬」ではない！

調査研究の際、「1キロあたり37円」支給されるのはどうなのか？

6

## 政務活動費とは

議員の活動は、多岐にわたる。

- ・政務調査活動
  - ・議会活動
  - ・政党活動
  - ・選挙活動
  - ・後援会活動
  - ・私的活動
- etc.

7

## 政務活動費とは

政務調査費は  
「調査研究に資するため」  
政務活動費は  
「調査研究その他の活動に資するため」  
支給される。

この趣旨から逸脱している支出はないか？

8

## 政務活動費とは

【政務調査費】  
調査研究費  
研修費  
会議費  
資料作成費  
資料購入費  
広報費  
事務所費  
事務費  
人件費

【政務活動費】  
調査研究費  
研修費  
会議費  
資料作成費  
資料購入費  
広聴広報費  
事務所費  
事務費  
人件費  
要請陳情等活動費

9

## 宮城県議会の政務活動費

【政務活動費を充当するのに適しない例】  
(全国都道府県議会議長会資料より)  
× 政党活動への支出  
× 選挙活動への支出  
× 後援会活動への支出  
× 私的経費への支出

## 宮城県議会の政務活動費

【政務活動費を充当するのに適しない例】  
(全国都道府県議会議長会資料より)  
× 飲食・会食を主目的とする各種会合

### タクシー料金

政務活動に当たって、他に利用できる交通機関がないか、運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タクシーを利用する合理的理由がある場合

飲食を主たる目的とした会合や会派や議員間の懇談会に出席する場合は充当できない。

## 宮城県議会の政務活動費

一つの活動にいろいろな意味が混じる場合は？

### 【按分支出について】

議員の活動は政務活動とそれ以外の活動が渾然一体となっている。

特に事務所費、人件費は、各活動の実績に応じて按分する必要がある。とされている。

按分割合は会派、議員によりバラバラ。  
その詳細は領収書だけでは必ずしも明らかにならない。

## 政務活動費とは

地方自治法100条14項

交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

⇒ 宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例

13

## 宮城県議会の政務活動費

政務(調査費)活動費の手引

支出項目, 支出の基準, 支出の手続きについて定めている。

## 宮城県議会の政務活動費

【宮城県の政務活動費は後払方式】

所属議員から月別の支出報告書, 領収書等添付票, 支払証明書, 政務調査活動記録等を提出

会派の経理責任者と幹事長がチェック!

適正と認められた場合に政務調査費を交付。

## 政務活動費とは

- 1 誰がみても政務活動費として認められる支出  
(政務活動費自体の是非は別として)
- 2 違法な支出  
⇒ 裁判で違法と認められる支出
- 3 市民の目からみて「これはいいの?」と疑符がつく支出  
⇒ 議会の裁量?  
議会・議員の意識の高低

15

宮城県議会の  
平成24年度政務調査費支出について

## 宮城県議会の平成24年度政務調査費支出について

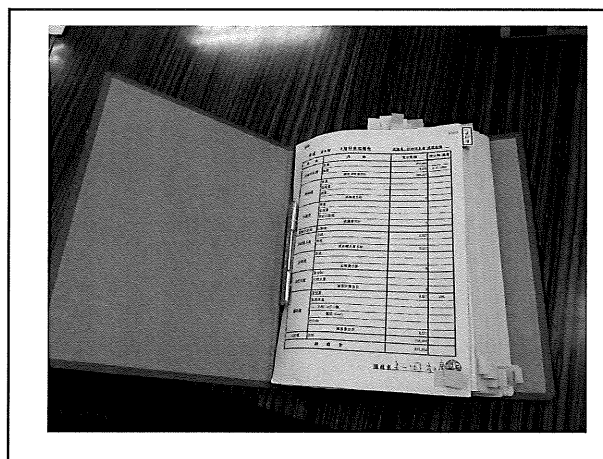
【調査の対象】

宮城県議会の会派及び4期以上の議員(30名)の平成24年度の政務調査費

…大変すぎて全部はできません (TΔT)

【調査費用】 11万5810円(コピー代)





### 基礎データ

- 宮城県議員 定数59名(23選挙区)
- 自由民主党・県民会議(33名)
- 改革みやぎ(9名)※後に1名離脱して8名
- 社民党県議団(4名)
- 公明党県議団(4名)
- 日本共産党県議員団(4名)
- 無所属の会(3名)※後に1名増えて4名

21

### 基礎データ

政務調査費の交付額(現在も同じ)  
議員1人あたり  
月額35万円(年額420万円)

会派または議員(無会派の議員の場合)  
に交付する。

余ったら返還する。

22

### 宮城県議会の平成24年度政務調査費支出について

- 個々の支出をエクセルに打ち込んだりしました。
- 統計らしきもの(全議員ではないので)をだしてみました。
- 領収書を見て, おかしな支出がないか見てみました。

### 宮城県議会の平成24年度政務調査費支出について

平成24年度  
(平成24年4月～平成25年3月)

○交付決定額  
2億4780万0000円(420万円×59名分)

○執行額  
2億2693万5947円(執行率 91.6%)  
(残余 8.4%)

全国の平均は?

24

### 宮城県議会の平成24年度政務調査費支出について

#### 【各会派への支給決定額】

自由民主党・県民会議	1億3860万円
改革みやぎ	3675万円
社民党県議団	1680万円
公明党県議団	1680万円
日本共産党宮城県会議員団	1680万円
みんなの党	840万円
齋藤正美	420万円
菅間進(平成25年1月～3月)	105万円

### 宮城県議会の平成24年度政務調査費支出について

#### 【政務調査費はどのように使われたか】

支出項目(全体)	
調査研究費	33%
人件費	25%
広報費	15%
事務費	12%
事務所費	8%
資料購入費	5%

…問題は使われ方

### 宮城県議会の平成24年度政務調査費支出について

#### 【各会派の使い切り度】

	残余率
自由民主党・県民会議	6.36%
改革みやぎ	3.44%
社民党県議団	12.75%
公明党県議団	35.78%
日本共産党宮城県会議員団	3.08%
みんなの党	0.41%
齋藤正美	3.81%
菅間進(平成25年1月～3月)	28.74%

### 宮城県議会の平成24年度政務調査費支出について

#### ちなみに…平成25年と26年の残余率比較

	平成25年度	平成26年度
自由民主党・県民会議	2.87%	6.91%
改革みやぎ	0.59%	6.53%
社民党県議団	14.90%	23.26%
公明党県議団	34.78%	32.76%
日本共産党宮城県会議員団	0.49%	0.00%
みんなの党	7.82%	
齋藤正美	4.12%	14.02%
21世紀クラブ	19.62%	28.38%
無所属の会		0.98%

### 宮城県議会の平成24年度政務調査費支出について

#### 【多く使った費目】

自由民主党・県民会議	調査研究費
改革みやぎ	調査研究費
社民党県議団	人件費
公明党県議団	調査研究費
日本共産党宮城県会議員団	人件費
みんなの党	人件費
齋藤正美	調査研究費
菅間進(平成25年1月～3月)	研修費

### 宮城県議会の平成24年度政務調査費支出について

#### 【「会派」の支出割合】

自由民主党・県民会議	14.33%
改革みやぎ	8.40%
社民党県議団	19.27%
公明党県議団	27.40%
日本共産党宮城県会議員団	86.20%
みんなの党	





様式第11号の2 (第7条関係)

政務調査実績報告書 (政務調査活動記録簿)

会派名 自由民主党・県民会議

議員名

調査年月日 平成27年 6月 / 月

支払額

移動経路

上皿 金額 万円

目的地	出発(時刻)	所要時間	相手方等	調査目的	調査内容
多摩川	半蔵所	2時間	明月会	夏祭りの準備	
七ヶ浜町	白毛	2時間	白毛	夏祭りの準備	

(注1) 移動経路は、自宅発着で政務調査活動を行った場合に記入すること。  
 (注2) 相手方とは、会派が定める相手方を行い、経費責任者は、会派が定める政務調査経費責任者という。

様式第11号の2 (第7条関係)

政務調査実績報告書 (政務調査活動記録簿)

会派名 自由民主党・県民会議

議員名

調査年月日 平成27年 4月 / 月

支払額

移動経路

上皿 金額 万円

目的地	出発(時刻)	所要時間	相手方等	調査目的	調査内容
		1時間	自派役員	選挙運動	意見交換
		1時間	地味新		意見交換
		30分	新派役員		意見交換
		1時間	新派役員		意見交換
		1時間	新派役員		

(注1) 移動経路は、自宅発着で政務調査活動を行った場合に記入すること。  
 (注2) 相手方とは、会派が定める相手方を行い、経費責任者は、会派が定める政務調査経費責任者という。

### 自由民主党・県民会議

【個人】

- ～大会開会式・閉会式に政務調査
- 年間でタクシーが84回、207,950円、代行車が33回、83,500円の議員
- 多数の東京出張の議員
- 運転代行100%計上
- 100%計上の会費
- 玉串料！初穂料！

様式第11号 (第7条関係)

領収書等領付票

領収項目 調査研究費(会費) 振分率 上限

総額 5,000円

領収書そのものの総額(領収書の領付額)

領 収 証 出納金総額

\* 金 10,000円内

現金 玉串料 240,100円 / 100%計上

10,000円 X 上限 = 5,000円

(注1) 振分率による支出がある場合、用途の別により振分率及び政務調査費の実用額を記載し、各自に振分率の別記を記載すること。  
 (注2) 相手方とは、会派が定める相手方を行い、経費責任者は、会派が定める政務調査経費責任者という。

### 自由民主党・県民会議

【個人】

- 聖教新聞購入の議員(複数)
- 県政報告 100%計上の議員(複数)
- 各種新年会、忘年会(とおぼしき)会費
- 人件費 100%計上する議員
- 人件費、事務費、事務所費を外部に業務委託し、年間約120万円を支払い(詳細は全く不明)

### 改革みやぎ

【会派】

- 人件費、事務費 100%計上

【個人】

- キロ37円の支出にあたり、調査内容の記載が一般的、抽象的な議員(複数)
- 民主党東北自治体フォーラム旅費、参加費支出の議(複数)
- 民主党本部での会合に旅費支出の議員
- 自宅から仙台空港までのタクシー代9710円を100%計上
- ノルウェー調査研究旅行(水産関係視察)34万円計上の議員
- 韓国へ3泊4日の調査旅行旅費を計上 調査内容は「日本と韓国の歴史認識」

### 改革みやぎ

#### 【個人】

- ・「論語一日一言」、「易経一日一言」、「ニーチェの言葉」など書籍代支出の議員
- ・調査委託、政策アドバイザー料など支出の議員
- ・HP更新料県政報告100%支出の議員
- ・広報費100%支出の議員  
送付は「配達地域指定郵便」を利用(宛名なし、指定地域の全戸に郵送)

### 社民党県議団

#### 【会派】

- ・資料購入費  
「社会新報」「月刊社会民主」100%
- ・資料作成費  
平成24年6月 カラーコピーで1万3840円  
何をコピーしたのか不明
- ・広報費、事務費、人件費  
100%計上

### 社民党県議団

#### 【個人】

- ・事細かな交通費計上 本当に調査か？
- ・東京出張の際の旅費規程の計算説明なし
- ・事務所自動ドアの修理代を100%計上
- ・「りらく」「社会新報」「月刊社会民主」100%計上  
「聖教新聞」購入者も

### 公明党県議団

#### 【会派】

- ・広報費「県議会報」100%計上
- ・事務費 50%計上
- ・人件費 80%計上

#### 【個人】

- ・調査研究 ごく短い移動もすべて計上の議員
- ・広報紙発送費用を90%計上の議員
- ・人件費を100%計上の議員

### 日本共産党宮城県議団

#### 【会派】

- ・調査研究費 出張関連のみ計上 実費計上
- ・広報費 団ニュース関連 100%計上
- ・事務所費 25%計上
- ・事務費 ほぼ100%計上
- ・人件費 90%計上

### みんなの党

会派独自の支出ほぼなし  
(議員2名の合計を計上)

2名とも4期未満の議員のため、  
議員は調査せず。

ほぼすべて使い切り(残余率0.41%)

## 無所属の議員

- ・毎月東京出張その他県外出張多数(齋藤議員)
- ・人件費100%計上(かんま議員)
- ・「復興人がんばろう宮城 宮城県議会無所属」のぼり旗制作代 100%計上(かんま議員)
- ・明細が「書籍代」なんの書籍か不明(かんま議員)

## 政務活動費とは

- 1 誰がみても政務活動費として認められる支出  
(政務活動費自体の是非は別として)
- 2 違法な支出  
⇒ 裁判で違法と認められる支出
- 3 市民の目からみて「これはいいの?」と疑符がつく支出  
⇒ 議会の裁量?  
議会・議員の意識の高低

56

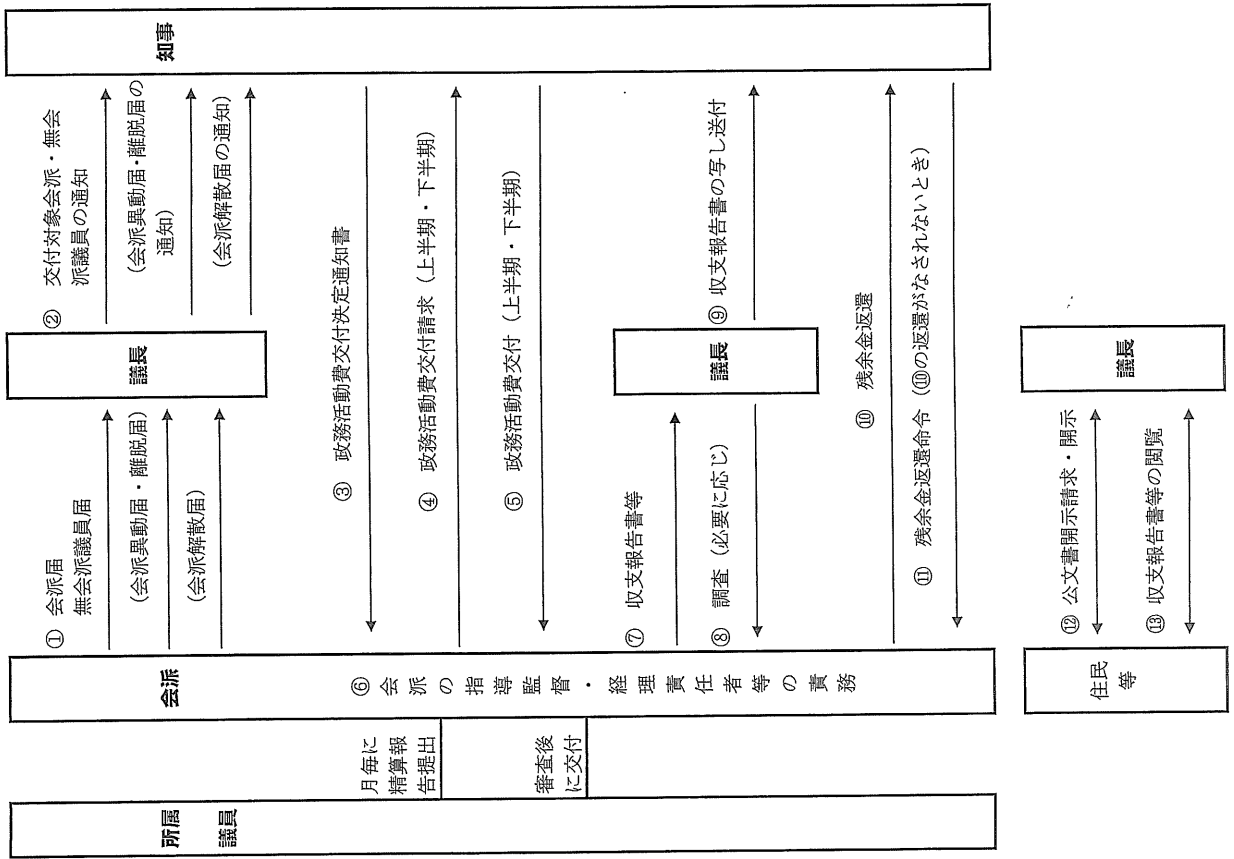
後払い方式・・・成功していたか?

後払方式でもおかしい支出がある。

これからどうすればいいか?

# 政務活動費、手引(平成25年3月)から抜粋

## 1 政務活動費交付手続き等フロー



## 3 政務活動費を充てることができる経費の範囲

### (1) 経費と内容

#### ① 条例第2条 別表と主な例

経費	内容	主な例
調査研究費	会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費	資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に必要な経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費	1 会場費、機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等 2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
広聴広報費	会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費	広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費	1 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等 2 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費	印刷・製本代、委託費、原稿料等
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
事務所費	議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所の賃借料、管理運営費等
事務費	会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費	事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等
人件費	会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費(生計を一にする親族を雇用する場合は除く。)	給料、手当、社会保険料、賃金等

政務活動費は、なるべく増えた県民



(2) 政務活動費を充当するのに適しない例

(全国都道府県議会議員会費資料より)

- ◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するに適しない。
  - 例) ・ 党大会への出席
  - ・ 県連(政党等)活動
  - ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
  - ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
  - ・ 政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
  - ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加開放費等
  - ・ 政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費
- ◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するに適しない。
  - 例) ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たったの各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
  - ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)
- ◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するに適しない。
  - 例) ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
  - ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費
- ◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するに適しない。
  - 例) ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
  - ・ 慶弔個別費等(病氣見舞い、香典、祝金、祝儀、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
  - ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
  - ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、報恩参り等)
  - ・ 私的用途による観光、レクリエーション、旅行
  - ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

《科目別》

<会議費>

次の経費への支出は政務活動費を充当するに適しない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食  
[例 「公職選挙法」(第199条の2)]  
寄附に該当する経費(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

<事務所費>

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と検測されるので政務活動費を充当するに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

(3) 会費として支出するに適しない例

(全国都道府県議会議員会費資料より)

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して収める年会費、月会費
- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等  
(例)  
町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、  
商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等  
・ 政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等  
・ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費  
・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費  
・ 宗教団体の会費  
・ 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)  
・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

※タクシー料金及び運転代行料金

タクシー料金への政務活動費の充当は、政務活動に当たって、他に利用できない公共交通機関がないか、運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できる。

ただし、飲食を主たる目的とした宴会（各種団体の新年会や忘年会等）や会派や議員間の懇談会等に出席する場合は充当できないものとする。

また、政務活動に資する実質的な意見交換を目的とした宴会に付随する（連綿する）懇談会に出席する場合であっても、飲酒を伴う場合は次に掲げる例を除き充当できないものとする。

- ① 研修会、研究会等で外部講師を呼んでいる場合
- ② シンポジウム
- ③ 異業種交流会
- ④ 公的性質を有する経済団体や福祉団体等との意見交換会

② 事務所経費の按分方針

議員の活動は、政務活動と他の活動が浑然一体となつていことから、事務所経費への充当に当たっては、各議員の活動実績に応じて合理的に説明可能な範囲で按分割合を算出し、充当する必要がある。

なお、明確に按分割合が算出できない場合は、2分の1を超えない範囲で充当できるものとする。

広聴広報費

○会派又は議員が行う広聴・広報には、その内容に照らして大別すると、次の2種類が考えられる。

- ① 広聴（住民の意見を聴取することを目的とするもの）
- ② 広報（議会活動の成果等を報告するもの）

政務活動という観点からは、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としているものであるか否かを基本として判断する必要がある。

ただし、広報誌やホームページ等において、政務活動以外の活動（政党活動や後援会活動等）に関する内容が含まれている場合は、記事の割合など合理的に説明可能な範囲で按分割合を算出し、充当する必要がある。

なお、明確に按分割合が算出できない場合は、2分の1を超えない範囲で充当できるものとする。

# 政務活動費の引当板料 (H25.3)

## 4 支出における留意事項

### (1) 実費支出の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当することが原則である。

ただし、旅費の計算については、事務の簡素化の観点から、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条(第5項を除く。)に規定する費用弁償の額を準用して、充当できるものとする。

### (2) 充当の範囲

充当する範囲は、政務活動に直接必要とする経費に限られ、たとえ政務活動に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成等につながるものには充当できない。

政務活動費は、当該年度の政務活動に要する経費に充てるものであり、年度を超えて使用することはできない。

本会義や委員会用務等には、別途費用弁償が支給されるので、これに係る経費(委員会の視察等)に政務活動費を充当することはできない。

### (3) 按分による支出

#### ① 按分の必要性

会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、浑然一体となつていることが多い。

このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが、不適当な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し、その積算根拠を明確にしておく必要がある。

#### ② 按分の方法

イ 使用面積による按分例(事務所費など)

政務活動の占有面積(△△㎡)

建物全体の面積(○○㎡)

ロ 活動実績割合等による按分例(事務所費、事務費、人件費、広報費など)

政務活動(A%)

政務活動(A%) + 議員(後援会等)活動(B%) + 政党・政治団体活動(C%) + その他活動(D%)

ハ 按分割合が明確にできない場合

2分の1以下で按分する。(2分の1を超える充当には合理的な理由を明記)

③ 按分方法の参考例

(全国都道府県議会議員会費資料より)

人件費・事務所費等の按分の考え方

議員の活動は政務活動以外に、議会活動、政党活動、選挙活動、選挙活動、後援会活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多く、そのため特に事務所費、人件費等は、各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。

その按分比率の決め方についてであるが、政務活動は、議員個々によって異なっているため、按分比率を一律に示すことは困難である。

最終的な説明責任は議員にあるため、個々の議員の判断によりらざるを得ないが、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、政務活動費への制度改正の趣旨も踏まえたいうえで、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。その際の参考として、費目毎の客観的な基準による按分方法の例を示すと以下のとおりとなる。

なお、活動実態の把握が困難な場合には、ひとつの方法として、毎年度当初に議員と後援会等との間で政務活動と政党活動や選挙活動、後援会活動等政務活動以外の活動との割合を取り決め、覚書等の形で明記しておくき、それに基づいて支出するということも考えられる。

※ 政務活動費の交付に関する条例(例)の別表1【会派に交付する政務活動に要する経費】において、「会派(所属議員を含む。)」としているのは、会派活動を主体的・積極的に行う所属議員を会派が支援する活動も会派の活動として認める趣旨である。

<事務所費(光熱水費を含む)>

- 議員名義の単独の事務所の場合

賃借料、光熱水費等は政務活動従事時間数(概数)により按分する。

なお、他に後援会事務所があることなどにより、事務所に政務活動専従職員を配置し、政務活動専用を使用している事務所であれば全額充当できることも可能であるとする考えもあるが、慎重な取り扱いが必要と思われる。

- 他(後援会等)の事務所と兼ねている場合

他(後援会等)の事務所と兼ねている場合は、まず当該事務所が議員の事務所として使用されているという実態が必要である。賃借料については、議員事務所と判断できれば、契約名義にとらわれず、使用領域(面積按分)・使用内容により支出可能である。光熱水費は、基本料金を含め使用頻度で按分する。なお、使用領域(面積)で按分することもできる。

なお、政務活動とそれ以外の活動で使用されている事務所の経費を実績で按分すべきと考ええるが、現実に実績の把握が困難と思われるので、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考えもある。

<事務費(通信費)>

- 政務活動に係る通話時間(概数)、使用頻度で按分する。

FAXの使用状況のように、一般電話、携帯電話の利用明細を発行してもらい(要申込み、料金月額100円程度)、相手先番号により振り分け、比率を出す方法もある。

通信費を含めその他の事務費についても、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考えもある。

<人件費>

- 事務所職員を政務活動に従事させている場合

事務所職員を政務活動に従事させている場合、政務活動に従事する平均時間、日数等で按分する。

なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあるので、負担割合を2分の1以内とする考えもある。

- 政務活動専従職員

議員個人が政務活動のために雇用した職員は全額充当できるが、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要と思われる。

<広報紙印刷費>

- 同じ広報紙に(都道府)県政報告など政務活動の内容としての広報と後援会活動や政党活動など政務活動以外の活動が掲載されている場合は、紙面の割合により按分することも考えられるが、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考えもある。

ホームページの作成・運営費についても、同様に考えることができる。

<交通費> (自動車使用の場合)

- 使用キロ数(記録をとっておくことが必要)及び主な用途で区分する。

なお、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考えもある。

議会事務局向け アンケート結果集計（都道府県）

調査期間：平成27年8月下旬から同年9月中旬まで

項番	質 問	回 答		
		北海道	東京都	大阪府
1	第三者機関の設置時期について			福岡県
	設置・施行した時期	平成21年7月議長決定 施行：平成22年度 (第1回開催～7月)	設置：平成21年4月 施行：平成21年度	設置：平成19年10月1日 施行：平成19年度
2	第三者機関を設置する法的根拠について			
(1)	設置の法的根拠	条例、要綱	東京都政務活動費の交付に関する条例	1:大阪府政務活動費の交付に関する条例 2:大阪府政務活動費の交付に関する規程 3:大阪府政務活動費検査等協議会設置要綱
(2)	議会の中での位置づけ	議長の調査の遂行の補佐	収支報告書及び領収書等の調査等に関するし、専門的見地からの意見を聴く。	議長の補佐機関 (専門委員は議長が委嘱)
3	第三者機関の構成について			
(1)	構成人数、構成メンバー	3名 (弁護士、大学教授、公認会計士各1名)	「3名以内の学識経験を有するもの」 ※現在は鶴川正樹公認会計士、橋本勇弁護士、本田教義弁護士	5名 (学識委員2名(弁護士1名、公認会計士1名)、議員委員3名)
(2)	構成メンバーの任期	2年 (再任を妨げない)	2年	学識委員：2年 議員委員：特に定めなし
(3)	サポートする事務局の職員数	6名 (兼務含む)	6名	4名
(4)	運営にかかる年間経費	450,760円 (H26年度実績) ※3名の委員の報償費 440,000円、交通費10,760円	2,433,600円 (H27年度予算) ※13,400円×36時間×3名 + 13,700円×24時間×3名(委員に支払う謝金として)	71,320円 (平成26年度) ※学識委員2名の日当68,400円、交通費2,920円
				1,516,320円 (平成26年度委託実績) ※専門委員とは委託契約を締結している。 ⇒委託単価は14,040円/時間

項番		質 問		回 答	
		北海道	東京都	大阪府	福岡県
4	政務活動費の支出のチェック方法について				
(1)	チェックする頻度、タイムラグ	4か月ごとに収支報告書が提出され、公開されるまでの間にチェックする。	・収支報告書の提出時 ・四半期毎の収支状況報告書提出時	年2回程度 (4月～9月分を1月頃、10月～3月分を6月頃に実施)	収支報告書提出前に年2回～4回 (時期は秋口から年度末の間)
(2)	チェックの方法・手段	収支報告書及び領収書ほか提出のあった全ての書類をチェックする。 (事務所の状況報告書、雇用の状況報告書、支払い証明書、活動記録簿など) ただし、チェックする議員を選ぶという形で抽出する方法をとっている。 議員の任期4年間のうち必ず1年間については、収支資料のすべてについてチェックするようにしている。	収支状況報告書、領収書等による抽出検査を行う。 ※約3万件の資料から40～50件程度の資料を抽出している。	各党派・議員の収支報告書及び会計帳簿等の写しを抽出により検査する。 抽出する部分は、学識委員がチェックした点と指摘した部分である。突出して金額が多い支出についてチェックすることが多い。	議長の提出書類となっている領収書等の全ての資料をチェックする。 (専門委員からの質問事項等は、各会派の経理責任者or事務局職員が該当議員に確認して回答)
(3)	チェックの基準 (数値ミスだけが、使途まで調べるか)	手引き等への合致を含め政務活動費に係る考え方等について、専門的見地から調査する。	条例の使途基準や手引きに則した支出となっているか。	使途基準(手引き等)に合致しているか。 ※計算ミスや記載ミスのチェックは、事務局職員が実施(全党派・全議員分)	事務処理要領(使途基準)に合致しているか。 (按分計算等は事務局が実施)
(4)	認められた調査権限	委員の権限について、特段定められているものはないが、調査の中で求めがあれば、事務局から議員に連絡し、関連資料等の提出を求めめる場合もある。任意で議員には協力してもらっている。 協議委員会が直接議員から聞き取り調査を行ったことはないが、事務局が議員から聞き取りし、委員に報告する。	議長または会派に対する活動費に関する指導及び助言をする。	設置要綱にて、以下の権限が認められている。 -議長の求めに応じ必要な検査を実施する。(追加資料を求めめることも可能) -必要に応じ学識委員が対面調査を実施する。(ただし、対面調査を実施した例はない)	調査権限はない。 (あくまで、各委員の専門知識を踏まえ、使途基準との整合性について意見や質問を行うことを通して透明性の確保を図るというもの)
(5)	チェック後の是正のされ方	・協議委員会委員の意見・助言等は、議長から議員に伝え、議員が自主的に整理する。 ・収支報告の修正という事で政務調査費が戻されるのであって、「返還」という形式ではない。	具体的事例なし。	・検査等協議会は、検査結果を議長に報告する。 ・議長は、検査の結果、必要があると認められるときは、会派または議員に対し、収支報告書の内容を是正すべきことを勧告することができる。	専門的な知識を有した第三者の指摘に基づき -議員が自主的に -会派の経理責任者の調整により修正される例が大幅に増えた。 今年度より専門委員の意見を踏まえて、下記の提出を義務付けるよう要項を改定した。 -海外等の相察報告書 -各種広報誌等 -領収書がない場合に提出する支払証明書につき、当該支払を裏付ける引き落とし通帳等の写し

		回 答		
項番	質 問	北海道	東京都	大阪府
5	実績について			福岡県
(1)	チェックにより是正された実績があるか	調査の結果、提出書類の整理を行う場合もあるが、返還手続きが発生したことはない。 助言内容に基づき、手引き、制度を改正する際の参考にしている。その場でいろいろな意見をもらうので、議員に伝えようと事実上改める場合もある。	返還例はあるが、第三者機関の指摘の影響を受けたものであるのか否かは不明である。	これまでは是正例はない。  ・是正状況: 4の(5)参照 ・収支報告書提出前の事前確認を基本としているため、返還行為は発生しない。
(2)	設置による効果	政務活動費の執行率と協議会設置が執行率に影響しているかどうかは不明。 効果はたぶんあると思う。	不明	《執行率》 有意な変化は特に認められない  《効果》 ・専門委員の指摘事項等は、全て各会派の総理責任者に周知されること ・指摘等を受けた議員については個別の説明が必要となること ⇒などの理由により、慎重な対応に繋がっている。
(3)	具体的な活動実績の紹介	第三者機関に持ち込む前に事務局で一度チェックしているので、明らかにおかしい支出について第三者機関でチェックされることはない。 第三者機関では、按分の考え方を議員に確認することが主なチェック内容となる。 政党への委託費の内容についてもチェックしているのかについては、内容まで含めてチェックしているが、詳細については訴訟継続中であるので、回答できない。	—	具体的に第三者機関が指摘したのは、 ①資料購入費で政務調査との関連が薄い ②書籍の購入費が出されていた場合 ③懇親会費など政務活動へのフィードバックがない支出 ④事務所費について政務活動以外の用途に使用されることがあるものなどである。

		回 答			
項番	質 問	北海道	東京都	大阪府	福岡県
6	その他				
(1)	市民・議会・議員からの評判	—	政務活動費の適正な執行に役立っている。	—	《議員から》 専門的な見地から経費の妥当性の判断を受けることによる安心感の醸成につながっている。 《県民から》 専門委員の存在は好感をもたれているように感じる。 他県に関する報道を見た県民から制度批判の連絡を受けることもあるが、第三者機関のことで説明すると評価の言葉をもらおう。
(2)	課題や限界を感じる点	—	—	—	全件を専門委員が確認しているため、負担が大きい。 (しかし、全件確認を見直す考えはない)
	備 考	(地元オンブズマンの評価) とても機能しているとは思えない。政党への調査委託費について何の疑問も持たなかったこと、問題のある支出を見逃していること(弁理士資格の予備校のDVD教材の購入費用など)があった、議員が政務調査活動専用とさええば、齟齬みになっているような状況である。	—	—	(地元オンブズマンの評価) 領収書の「名目」をチェックして、県民の批判を避けるための第三者機関に過ぎない、不適切な本の購入で批判されると、本の題名がわからぬような領収書を提出するなどしてくる。

# 議会事務局向け アンケート結果集計 (市町村)

調査期間:平成27年8月下旬から同年9月中旬まで

項番	質問	回 答					
		さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市 鹿追町	
1	第三者機関の設置時期について	設置:平成19年8月 (公認会計士との調査業務委託契約締結) 施行:平成19年度	設置:平成23年4月 施行:平成23年度	平成22年度 使途調査委託業務実施 (平成21年度分から調査開始)	設置:平成20年5月 (但し運用手引の妥当性等の検証機関)	平成27年7月1日に選任 平成27年度5月分から検査 (会議体の設置はせず学識 経験を有する者のうちから 議長が検査員を選任し実 施)	設置:平成22年12月 施行:平成23年度 (別添資料参照)
2	第三者機関を設置する法的根拠について						
(1)	設置の法的根拠	調査委託契約	大阪市民政務活動費専門 委員設置要綱	条例施行規程	議長から委員を委嘱	堺市民政務活動費検査 員に関する要綱	鹿追町議会議員定数・報酬 及びあり方等審議会条例
(2)	議会の中での位置づけ	政務活動費の用途に関する 調査業務の受託者	議長の補佐機関	外部の第三者機関 (必要に応じて議長が調査 を依頼し,専門的見地から の意見を聞く)	議長の諮問機関	議長の調査に資するため のもの	議長の諮問機関
3	第三者機関の構成について						
(1)	構成人数,構成メンバー	公認会計士1名 (履行補助者あり)	2名 (弁護士1名,公認会計士1名)	把握しておらず (調査業務は5名の税理士 で行っている)	3名 (大学教授,弁護士,公認 会計士各1名)	2名 (弁護士,大学准教授各1 名)	5名 公募にて選任(商工会,女 性団体,農業外)
(2)	構成メンバーの任期	平成27年4月27日 ~平成28年3月31日 (H27年度契約の委託期 間:ほぼ1年)	2年 (再任可能)	平成27年7月1日~8月28 日(平成27年度)	委嘱から答申までの8日間	2年	2年
(3)	サポートする事務局の職員数	7名 (議会議長総務部総務課長以 下)	7名 (課長,課長代理,係長,掛 員3名,再任用) ※専任ではない。	事務局として特段のサポー ト体制はない (使途調査は,委託業務と して契約書・仕様書に基づ いているため)	政務活動費に関する事務 の担当者が従事	5名 (政務活動費選任1名,他 業務との兼任4名)	4名



回 答							
項番	質 問	さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
(4)	運営にかかる年間経費	5,994,000円 (H26年度実績) ※委託費用として	2,400,000円(平成26年度) ※100,000円×2名×12ヶ月	874,650円 (平成25年度委託契約額) 899,640円 (平成26年度委託契約額) 881,280円 (平成27年度委託契約額)	182,000円 (H20年度報償費) ※1時間あたり13,000円, 3人で延べ14時間	680,000円 ①議長の調査に資するため検査:480,000円 →1回(2時間)20,000円, 検査員2名, 四半期ごとの実施で、各期最大3回(年間最大12回)実施 【20,000円×2名×12回】 ②検査員への随時の相談: 200,000円 →1回(1時間)10,000円(5,000円/30分で設定) 1人年間10回(計20回)を想定 【10,000円×20回】	①会長8,000円, 委員7,200円×年間4~5回 →184,000円 ②交通費:41,150円
4	政務活動費の支出のチェック方法について						
(1)	チェックする頻度、タイム	収支報告書提出前, 2~3ヶ月毎に会計帳簿, 領収書等の出納関係資料の提出を受けて, 調査を実施している。	収支報告書の提出後, 議長が検査を行う。 会派, 市会事務局からの相談は随時実施している。	収支報告書が提出された後, 例年7月中旬に3~4日間程度で実施している。	第三者機関によるチェックは無い。 ただし, 例年弁護士及び公認会計士による政務活動費収支報告書等の点検を実施している。	四半期ごとに確認・検査のために議員等から書類を提出してもらい, 下記日程で検査を行う。 ・4~6月分...7月末日までに提出⇒9月中旬に検査を実施 ・7~9月分...10月末日までに提出⇒12月中旬に検査を実施 ・10~12月分...1月末日までに提出⇒3月中旬に検査を実施 ・1~3月分...5月10日までに提出⇒6月中旬に検査を実施 ※議員から提出された書類は, 確認・検査後いったん議員に返却 ※5月10日⇒前年度に交付された政務活動費に係る書類の提出期限	①申請方式で, 議連でチェックしている。 ②2月に収支報告をチェックしている。

回 答							
項番	質 問	さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
(2)	チェックの方法・手段	支出の根拠となる出納関係資料を調査する。 (書類の不備の指摘、使途に疑義がある場合は議員にヒアリング)	各会派の領収書等を専門委員が抽出して検査し、疑義がある場合は市会事務局に内容確認する。 1万件以上の資料を1時間程度で見るので、抽出せざるを得ない。	政務活動費運用の手引を参照し、提出された収支報告書や領収書が条例施行規定の使用基準に合致しているか、報告書等の記載に誤りがないかをチェックする。 第三者機関による議員への直接の聴き取り調査は行っていない。	政務活動費収支報告書、政務活動費出納簿、証拠書類等の内容をチェックする。	議員等から提出を受けた会計帳簿や領収書等支出に係る証拠書類について検査を行う。 (必要に応じて対面聴取あり)	聴き取り調査を実施する。
(3)	チェックの基準 (数値ミスだけか、使途まで調べるか)	条例、施行規則、政務活動費の使用運用指針に基づいた適切な支出がなされているか	使途基準(手引き等)に合致しているか	使途基準に合致しているか 第三者機関に委託する前に事務局職員で計数チェックは行っている。	使途基準に合致しているか、証拠書類が適切か等	政務活動費の使用基準に合致しているかどうかを中心に行うこととしている。	全部
(4)	認められた調査権限	追加資料の提出の要求や議員からのヒアリングは必要に応じて実施する。	議長、会派及び議員から相談を受けたときその他必要があると認めるときは、専門的な指導及び助言を行うことができる。	調査権限が認められている議長が、必要と認めた時に実施する。 疑問点や不備があれば指摘はするが、議員に対しては直接聴き取りを行うことはない。	設問4(2)の書類のチェックを依頼している。	現時点では特段明記していない。	権限はないが、指導や意見としてある。
(5)	チェック後の是正のされ方	指摘に基づき、会派及び議員は自主的に説明や修正を実施している。	専門委員からの指摘事項を市会事務局から会派代表者、経理責任者に伝え、是正を求めている。	第三者機関の指摘を事務局職員が議員に直接伝え、修正するか否かを議員が自主的に判断する。 修正がなされなかった指摘事項は議長に報告し、議長が必要に応じて会派代表者会議等を通じ、議員に注意喚起したり、使途基準の見直しも踏まえた次年度以降の検討課題として諮ることとしている。	事務職員によるチェックの結果を併せて、各議員に通知している。	検査員が行った検査結果については、その内容を議長に報告することになっている。 現時点では検査を行った実績がないため、検査員からの指摘事項等は不明。	いかに町政や住民のために役立つものだったかが問われている。

回 答

項番	質 問	さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
5	実績について						
(1)	<p>子エックにより是正された実績があるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話等のポイント分の減算漏れの修正</li> <li>・日用品(パソコンソフトやシチュレッダーなど)について、その性質、使用方法、設置場所などを勘案し、個別に按分率について指導した。</li> <li>・資料購入費については、書籍の書名、使用目的をチェックしている。</li> <li>・広報紙の紙面を見て選挙のアピールになっている部分について按分にすべきと指導した。頁数や紙面の面積などを勘案して、個別に按分率について意見を述べた。</li> <li>・選挙期間中(10日間、告示日から投票日の計上は認めない。事務所費も3分の2にするよう指導した。</li> </ul>	<p>随時相談を実施しているため具体的な金額は把握していないが、指導・助言により支出を取りやめた実績は多数ある。</p> <p>具体的には、携帯電話の中途解約金を政務活動費から支払ってよいのかという相談など(全体的な経費圧縮につながるとして支出しよと回答した。)、細々とした相談が多い。</p>	<p>収支報告書が修正されて返還された金額は以下のとおり。</p> <p>282,818円(平成24年度分) 32,696円(平成25年度分)</p>	<p>是正された例はあるが、その額が充当している自己資金が足りない場合が多い。</p> <p>有識者の指摘と職員の指摘を区分していないため、内訳の把握ができない。</p>	<p>検査未実施</p>	なし
(2)	設置による効果	<p>《執行率》</p> <p>H16年度: 97.4% H17年度: 97.2% H18年度: 92.0% H19年度: 91.0% H20年度: 91.0% H21年度: 84.0% H22年度: 84.0% H23年4月: 46.0% H23年5月~: 88.0% H24年度: 87.9% H25年度: 90.1% H26年度: 88.7%</p> <p>《効果》</p> <p>明確には把握できていないが、使途の適正化と透明性の確保の点からは効果があると考えている。</p>	<p>随時相談の実施により、制度がより適正に運用されている。</p> <p>(執行状況についてはHP参照)</p>	<p>《執行率》</p> <p>84.4%(平成22年度) 81.8%(平成23年度) 82.5%(平成24年度) 85.1%(平成25年度)</p> <p>データから効果の考察は困難だが、以前と比べ取調書に対する意識が高くなったとの意見は聞いている。</p>	<p>運用手引とは異なる執行の未然防止に資していると考えるが、データはない。</p>	<p>検査未実施のため、検査の効果については現時点では不明である。</p>	<p>慎重になり効果がでない。</p> <p>※以下、別添の新聞記事より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出報告書について委員が直接議員から説明を受けける場を設けた結果、質の低かった報告書が改善されてきた。</li> <li>・議会、議員の常設監視役として、いい意味での緊張感をもたらししている。</li> </ul>

項番	質 問	回 答				
		さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市
(3)	具体的な活動実績の紹介	—	—	—	—	鹿追町 H25から収支報告書について議員が直接委員に説明する場を設けている。
6	その他					
(1)	市民・議会・議員からの評判	市民の評判は把握していないが、議会全体で使途に関する共通認識が図られ、適正な支出につながっていると考える。	専門的な指導・助言を得られることで一層政務活動費の適正な取扱が可能となった。	政調費の支出についての精度を高める意味でも、第三者機関によるチェックは一定の評価を得ている。	—	—
(2)	課題や限界を感じる点	—	—	取り組みによって、以前より指摘事項もより詳細なものになっている。 第三者機関からも「政調費に対する各議員の意識も高くなっている」との意見もある。 具体的な改革は検討していない。	—	—
	備 考	(2015年2月10日TBS報道) 帆足和之さいたま市議が、切手代購入費と、同切手代で支払った料金別納郵便費を二重計上して政務活動費を支出していた例が報道された。	(地元オンブズマンの評価) 2014年度の政務活動費の全額を、事務所費、人件費として議員の長男が代表を務める会社に支出していた例などが報道されており、第三者機関のチェックが機能していない。	(地元オンブズマンの評価) 第三者機関への委託費に比して返還額は少なく、あまり意味がない。	(地元オンブズマンの評価) 今まで存在したこと自体知らなかった。まったく存在感がない。	—

※川崎市議会、広島市議会では、第三者機関は設置していないが、弁護士に政務活動費の支出に関する法律相談業務を委託している。

仙台市民オンブズマン市民フォーラム  
本当に必要な？その政活費(セイカツヒ)

**政務活動費領収書等  
インターネット公開について**

平成27年9月27日  
仙台市民オンブズマン事務局長  
弁護士 畠山裕太

1

**インターネット公開について**

公開している自治体

正確なデータなし。  
(まだ正確な統計がないよう)

2

**インターネット公開について**

【都道府県】  
高知県  
(議員一人当たり月額28万円(会派分14万円, 議員分14万円))  
大阪府  
(議員一人当たり月額59万円(無会派は月額49万円))

【市】  
大阪市(政令指定都市)  
西宮市 大津市 函館市

以上の自治体に電話で聴き取り調査を実施

3

**インターネット公開について**  
領収書等をインターネット公開している自治体  
(確認できた限り25自治体)

北海道 函館市	東京都 立川市
北海道 登別市	東京都 三鷹市
北海道 福島町(平成25年まで?)	神奈川県 大和市
北海道 鹿追町	神奈川県 箱根町
山形県 川西町	福井県 小浜市
福島県 須賀川市	愛知県 刈谷市
茨城県 常陸太田市	愛知県 尾張旭市
埼玉県 富士見市	奈良県 天理市
埼玉県 ふじみ野市	島根県 浜田市
埼玉県 三芳町	島根県 益田市
埼玉県 嵐山町	福岡県 宗像市
埼玉県 杉戸町	熊本県 八代市
	熊本県 水俣市

4

**インターネット公開について**

【条例改正をしたところとしないところがある】

議会運営委員会で決めた(西宮市, 大津市)  
議会の定例会で議決したが条例改正はして  
いない(函館市)

高知県, 大阪府, 大阪市は条例改正  
ももとの条例の定め方によるものと思われる。

5

**インターネット公開について**

【公開の手順】

- ①収支報告書, 領収書等の提出  
書式を基本的に A4 で統一
- ②PDF化 - 複合機でソートするのみ
- ③ホームページ上に公開する  
これだけ。

6

## インターネット公開について

### 【聴き取り結果】

#### (コストについて)

・ホームページにPDFをアップするにあたり、サーバーを増設したり、業者に委託する事務が増え、費用が増加(100万円程度) (大阪府)。

全く費用はかからなかった、ほとんどコストがかかっていないという回答がほとんど。

(強いて言えば、職員の作業が増えることによる人件費の増加)。

7

## インターネット公開について

### 【聴き取り結果】

(ネット公開にあたり職員が困ったことなど)

強いて言えば、個人情報の保護(領収書の黒塗り)。

上記以外に特に困ったという発言はなかった。

8

## インターネット公開について

高知県議会のHP

<http://gikai.pref.kochi.lg.jp/member/investigation.html>

## インターネット公開について

### 【まとめ】

#### 導入は極めて容易

もともと収支報告書などをインターネット公開している自治体にとっては、作業の量が増えるだけで、質的な変化はない(自治体によっては条例改正さえ不要)。

ネット公開について職員の負担もあまりない。  
(むしろネット公開により領収書コピーから解放されるかも?)

## インターネット公開について

### 【まとめ】

導入のメリット

政務活動費がどのような使われ方をしているのかを誰もが、すぐに、簡単にみることができる。⇒適正な支出につながる。

オンブズマンの費用、労力も大幅軽減?

## インターネット公開について

### 【まとめ】

デメリット

特に思いつかない(強いて言えば、個人情報の流出可能性?)。

# 比べよう 政令市議会

仙台市議選を前に

住民107万人の代表55人を選ぶ仙台市議選(24日告示、8月2日投票)が迫っている。議員の報酬や待遇、議会の世代構成や男女比はどうなっているのか。他の19政令市議会と比較しながらおさらいする。  
(仙台市政取材班)

仙台の議員定数は55で、山の46となっている。政令市のうち11位と中位にあり、人口を定数で割った議員ある。最も多いのは横浜と大阪の86。名古屋の75が続く。人口の多い3大都市が1〜3位を占める。最も少ないのは相模原と浜松、岡

## ① 定数・報酬

# ごく平均的な規模・水準

20政令市議会の議員定数と報酬

	定数	報酬 (万円/人)	議員1人当たり 人口(約・人)
仙台	55	81.0	19500
札幌	68	86.0	28600
さいたま	60	80.7	21100
千葉	50	77.0	19400
横濱	60	83.0	24500
相模原	86	95.3	43300
新潟	46	67.0	15700
静岡	51	65.3	15700
浜松	48	66.3	14700
名古屋	46	64.8	17600
京都	75	50.0	30400
大阪	67	86.4	22000
堺	86	77.4	31300
神戸	48	78.0	17500
岡山	69	93.0	22300
広島	46	71.0	15600
北九州	54	86.0	22000
福岡	61	88.0	15700
熊本	62	88.0	24700
宮崎	48	67.4	15400

仙台の議会はごく平均的な規模と言えそうだ。1人当たり人口は、最多の横浜と最少の静岡に2万8000人以上の開きがある。政令市への移行時期との関係が興味深い。1950〜70年代に早期移行した横濱、大阪、名古屋、札幌、市町村合併で増えた定数は「政令市移行に向けた新顔のある市議会事務局は、市町村合併で増えた定数は「政令市移行に向けた新顔のある市議会事務局

の削減が進んでいないことも理由だろう」と指摘する。70万〜370万人の市民の代表として働く政令市議の給与水準は総じて高い。議長と副議長を除く一般議員の報酬月額をみると、仙台は81万円で高い方から9番目。議員1人当たり人口が同程度のさいたまや千葉と同水準だ。最高額は横浜の95万3000円、最低は名古屋の50万円。名古屋が極端に低いのは市長の公約で大幅に減額されたためで、仙台などの80万円台(8市)が主流となっている。

仙台市議会の返還額と執行率

年度	返還額(円)	執行率(%)
2010	26398979	89
11(改選前)	33412433	65.7
11(改選後)	26394620	80.4
12	50558596	78.1
13	45438653	80.3
14	38036620	83.5

# 比べよう 政令市議会

仙台市議選を前に

仙台の議員55人のうち女性13人と全体の23・6%を占め、全国20政令市でトップとなった。NPO法人イコールネット仙台の宗片恵美子代表理事は「仙台は市民活動が盛んで女性が活躍する土壌がある。政治に参画する意識を持ちやすいのではないかと分析する。ほかに女性が2割以上を占めたのは札幌(23・5%

、神戸(21・7%)、名古屋(21・3%)の3市だった。逆に女性の比率が低いのは福岡(9・7%)、静岡(10・4%)、岡山(10・9%)など。仙台を含む東北の8市が全て15%以上なのに対し、中国と九州の5市はいずれも15%以下と総じて東高西低の傾向が見られた。

## ④ 男女比・年代

# 女性23.6%で全国トップ

20政令市議会の議員属性

市名	女性比率 (%)	最多年代	最多回数
仙台	23.6	50代	1回
札幌	23.5	60代	1回
さいたま	16.6	50代	2回
千葉	18.0	40代	2回
横濱	18.3	60代	4回
相模原	16.2	40代	2回
新潟	19.5	50代	1回
静岡	15.6	60代	1回
浜松	10.4	60代	3回
名古屋	19.5	60代	1回
京都	21.3	50代	1回
大阪	17.9	40代	1回
堺	18.6	40代	2回
神戸	16.7	50代	2回
岡山	21.7	60代	1回
広島	10.9	60代	2回
北九州	14.8	60代	4回
福岡	13.1	60代	2回
熊本	9.7	50代	3回
宮崎	12.5	60代	2回

年代構成を見ると仙台は50代が19人と最も多く、次いで60代の15人、40代の12人、70代の7人、30代の2人の順。人口と議員定数が同規模の広島(定数54)は60代が最多の18人で、50代の16人、40代の10人、70代の6人が目立つのは横濱と大阪だ。定数が同じ86の両市では、40代以下が大

阪43人、横浜42人と約半数を占めた。一方、静岡は60代以上が31人で議員48人の6割強を占め、熊本でも25人と議員48人の半数を超えた。

当選回数は、仙台で最も多いのが1回の11人。次いで4回の10人、2回の9人の順だった。10回の議長経験者は今限りで引退する。同様に1年生議員が最多勢力だったのは札幌や新潟、神戸など7市だった。川崎、広島は4回の議員が多数を占めた。広島には全政令市議会でも最多となる当選13回の議員がいる。



# 比べよう 政令市議会

仙台市議選を前に

議員には給与に当たる報酬に加え、調査研究などの経費として政務活動費（政活費）が交付される。本会議や委員会出席の交通費として費用弁償も認められているが、こちらは市民団体などから「議員特権の象徴」との批判が相次ぎ、廃止の動きが目立つ。

政活費の水準を見ると、仙台は1人当たり月額35万円。全国20政令市の中で8番目に多い。30万円台が仙台を含む6市、10万円台と

20万円台が各4市、40万円台と50万円台が各3市と開きがみられる。さいたま、新潟、京都、福岡の4市は個人支給分に加え、会派支給分も必要に応じて使うことができる。実質的な手取り額はさらに多いとみられる。

「第2の議員報酬」との指摘を踏まえて各議会が情報公開を進めているが、その姿勢には差がある。札幌、さいたま、新潟、京都、大阪、神戸、岡山、

## 政務活動費・費用弁償

# ネットで情報公開せず

20政令市議会の政務活動費と費用弁償

	政務活動費(万円)	政活費の情報公開	費用弁償
仙台	35	閲覧可	廃止
札幌	40	閲覧可※	廃止
さいたま	20+	閲覧可※	廃止
たぎ	20+	閲覧可※	廃止
千川	30	閲覧可	実費支給
横濱	45	閲覧可	定額支給
相模原	55	閲覧可	実費支給
新潟	10	閲覧可	廃止
静岡	12+	閲覧可※	廃止
浜岡	25	閲覧可	実費支給
名古屋	15	会派分は閲覧可	廃止
京都	50	会派分は閲覧可	廃止
大阪	40+	閲覧可※	廃止
堺	51.3	閲覧可※	廃止
神戸	30	閲覧可	廃止
岡山	38	会派分は閲覧可※	定額支給
広島	13.5	閲覧可※	廃止
北九州	30	閲覧可	定額支給
福岡	35	閲覧可※	再開予定
熊本	26+	収支報告書は閲覧可※ 領収証は開示請求必要	定額支給
	20	閲覧可	定額支給

（注）政務活動費は個人支給分。+はほかに会派支給分もあり情報公開は収支報告書と領収証が対象。※はホームページでも掲載（予定）あり

北九州、福岡の9市は収支報告書と領収証の全部または一部を担当窓口で公開し、議会のウェブサイトにの閲覧には応じているが、

現時点でネット公開の予定はない。会派分のみ公開にとどめ、議員個人の支出状況は非公開の議会もある。

費用弁償は実態に合わない高額の定額支給が問題視される。仙台でも2010年まで月額1万円、11年9月まで同5000円が支払われていたが廃止した。廃止したのは仙台、札幌、名古屋など12市。このうち北九州は13年に廃止したものの、復活する方向で検討している。実費支給は川崎など3市。神戸、広島、福岡など5市が居住地から議事堂までの距離に基づき1000～8000円の定額支給を続けている。

## 2015年度 政務活動費全国調査

47都道府県、20政令市、45中核市  
112市議会の調査結果  
(2015年7月1日現在)

全国市民オンブズマン連絡会議

## 2014年度政務活動費支出総額

	支出総額	執行率の変化
都道府県	108.5億円	-2%
政令市	45.1億円	+0.1%
中核市	16.8億円	-3.1%
合計	169.9億円	

## 2013年度 ⇒ 2014年度 執行率が大きく減少した議会

青森県	- 12.3%
兵庫県	- 11%
徳島県	- 19.5%
東大阪市	- 42.2%
姫路市	- 16.4%
下関市	- 14.3%

## 政務活動費を増額した議会

北海道	576万円 ⇒ 631万円
三重県	316.8万円 ⇒ 389.4万円
札幌市	462万円 ⇒ 478万円
千葉市	324万円 ⇒ 360万円

## 政務活動費を減額した議会

兵庫県	600万円 ⇒ 540万円
東大阪市	240万円 ⇒ 180万円
西宮市	180万円 ⇒ 144万円

本年度より、岡山県議会  
が領収書公開の  
金額要件 1万円をなくし、  
全議会で1円以上の  
公開となった。

## 領収書の個人名公開

	都道府県	政令市	中核市	計
公開	0	3	8	11
一部公開	10	6	7	23
非公開	36	11	26	73
その他	1	0	4	5

## 領収書のネット公開

大阪府、高知県、  
函館市、大津市

西宮市(平成27年10月から)

来年6月以降(平成27年度分より)公開

兵庫県、大阪市

## 領収書のCD交付

愛知県、三重県、鳥取県、  
高知県、沖縄県、札幌市、  
静岡市、豊田市、那覇市

市民の声で  
議会の情報公開を進めよう。

政務活動費の  
領収書、活動報告書等の  
情報公開で市民の目で監視を！

HP掲載、CD交付を求めよう！

# 自民党県民会議の説明

## 算出方法

事務処理の煩雑化を避けるため、50kmごとの簡便法を使用  
各距離区分中、当該範囲の2/3の数値に対し90円を乗じ、基本経費を加算  
端数については、500円単位で当該端数に近似の数値を適用

50km未満	7000円 (33.333... × 90円 + 4000円 = 6999円)
50km以上100km未満	11500円 (83.333... × 90円 + 4000円 = 11499円)
100km以上150km未満	16000円 (133.333... × 90円 + 4000円 = 15999円)
150km以上200km未満	20500円 (183.333... × 90円 + 4000円 = 20499円)
200km以上	22000円 (200 × 90円 + 4000円 = 22000円)

# 宮城県議会のとりきめ

(簡便計算方法)

(宿泊しない場合)	
50キロ未満	7,000円
50キロ以上100キロ未満	11,500円
100キロ以上150キロ未満	16,000円
150キロ以上200キロ未満	20,500円
200キロ以上	22,000円

# 自民党県民会議の説明

## 1. 調査研究費における旅費基準

算出基礎  
自家用車使用時kmあたり単価 = 90円  
旅内経費 = 4000円

※ 基準数値  
 車両関係経費 4,614,203円  
 (タイヤ・車検代・諸税・自賠責保険・任意保険料等含む)  
 モデル年間走行距離 10000km  
 1kmあたりの車両関係費 76.9円  
 1kmあたりのモデル燃料費 13.3円  
 = kmあたり単価 90.2円

- 旅内経費 高速料金と駐車料金
- 車の耐用年数6年、6万キロと設定

# 県議会のとりきめの問題点

車両関係経費 4,614,203円  
(タイヤ・車検代・諸税・自賠責保険・任意保険料等含む)

- 新車購入費 + タイヤ + 車検代 + 諸税...
- つまり、新車を買って乗る経費すべてを税金から出すことになる

旅内経費 4000円

駐車しなくとも、高速を利用しなくとも、必ず4000円が加算される

表3 簡便計算方法と県条例(1km37円)による旅費支給額の比較  
 仙台市民オンブズマン作成

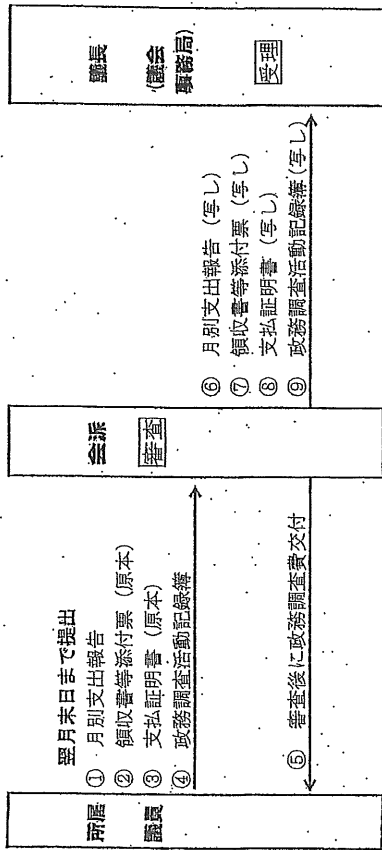
会派名		議員名	年間走行距離 (km)	A年間支給 総額(円)	1km 当り (円)	B県条例(1k m37円)の場 合(円)	A-B(円)	B/A(%)
自由民主党・ 県民会議	1	MS	15,860	2,041,500	128.7	586,820	1,454,680	28.7%
	2	OM	8,659	1,848,500	213.5	320,383	1,528,117	17.3%
	3	IY	6,517	1,383,500	212.3	241,129	1,142,371	17.4%
	4	AM	4,759.0	1,508,000	316.9	176,083	1,331,917	11.7%
	5	TC	12,460	1,669,000	133.9	461,020	1,207,980	27.6%
	6	NI	20,953	2,761,000	131.8	775,261	1,985,739	28.1%
	7	AK	4,596	1,163,000	253	170,052	992,948	14.6%
	8	IN	12,698	2,487,000	195.9	469,826	2,017,174	18.9%
	9	KS	2,338	850,000	363.6	86,506	763,494	10.2%
	10	CT	2,444	1,397,000	571.6	90,428	1,306,572	6.5%
	11	KK	3,838.2	1,509,500	393.3	142,013	1,367,487	9.4%
	12	SY	10,525	1,580,491	150.2	389,425	1,191,066	24.6%
	13	SK	7,284	1,672,439	229.6	269,508	1,402,931	16.1%
	14	NK	7,518	1,822,000	242.4	278,166	1,543,834	15.3%
	15	NM	17,739	2,442,500	137.7	656,343	1,786,157	26.9%
	16	KT	3,213.4	1,426,500	443.9	118,896	1,307,604	8.3%
	17	FC	3,724	1,223,000	328.4	137,788	1,085,212	11.3%
	18	NK	1,674	1,143,000	682.8	61,938	1,081,062	5.4%
	19	SK	4,866	1,665,000	342.2	180,042	1,484,958	10.8%
	20	KH	1,065	354,000	332.4	39,405	314,595	11.1%
	21	CM	12,152	2,025,000	166.6	449,624	1,575,376	22.2%
	22	※AT	12,412	1,889,500	152.2	459,244	1,430,256	24.3%
	23	※MY	4,403	1,520,500	345.3	162,911	1,357,589	10.7%
	24	※HK	12,899	2,025,500	157	477,263	1,548,237	23.6%
	25	※KS	1,586	634,500	400.1	58,682	575,818	9.2%
	26	※AT	10,407	2,305,500	221.5	385,059	1,920,441	16.7%
	27	※KF	3,439	1,727,275	502.3	127,243	1,600,032	7.4%
		合計(27人分)	210,029	44,074,705	209.9	7,771,058	36,303,647	17.6%
		総支給額(28人分)		45,862,705				
フロンティア みやぎ	28	FT	16,743	2,654,000	158.5	619,491	2,034,509	23.3%
	29	IS	7,792	1,560,000	200.2	288,304	1,271,696	18.5%
	30	NY	2,750	1,230,500	447.5	101,750	1,128,750	8.3%
	31	HY	3,135	770,000	245.6	115,995	654,005	15.1%
	32	KS	7,087	1,256,000	177.2	262,219	993,781	20.9%
	33	KY	13,907	2,493,000	179.3	514,559	1,978,441	20.6%
	34	ST	10,654	2,013,620	189	394,198	1,619,422	19.6%
	35	OT	3,490	1,596,000	457.3	129,130	1,466,870	8.1%
	36	AI	11,624	2,233,500	192.1	430,088	1,803,412	19.3%
	37	HA	10,102	1,503,000	148.8	373,774	1,129,226	24.9%
	38	※WC	10,274	1,544,500	150.3	380,138	1,164,362	24.6%
			合計(11人分)	97,558	18,854,120	193.3	3,609,646	15,244,474
		総支給額(12人分)		24,351,620				

民主フォーラム	39	KT	9,168	2,148,000	234.3	339,216	1,808,784	15.8%
	40	FN	6,357	1,458,000	229.4	235,209	1,222,791	16.1%
	41	SM	5,297	1,747,500	329.9	195,989	1,551,511	11.2%
	42	SK	18,620	3,156,000	169.5	688,940	2,467,060	21.8%
	43	※YM	1,831	1,182,000	645.5	67,747	1,114,253	5.7%
	44	※UH	15,027	1,971,000	131.2	555,999	1,415,001	28.2%
	45	※SY	4,155	1,303,500	313.7	153,735	1,149,765	11.8%
	合計(7人分)		60,455	12,966,000	214.5	2,236,835	10,729,165	17.3%
公明・21世紀クラブ	46	SK	11,146	2,227,500	199.8	412,402	1,815,098	18.5%
	47	OH	17,644	2,972,000	168.4	652,828	2,319,172	22.0%
	48	IN	8,400.3	2,449,500	291.6	310,811	2,138,689	12.7%
	49	NS	4,728	1,424,000	301.2	174,936	1,249,064	12.3%
	50	TH	10,095	2,068,000	204.9	373,515	1,694,485	18.1%
	51	DM	9,727	1,481,500	152.3	359,899	1,121,601	24.3%
		合計(6人分)		61,740	12,622,500	204.4	2,284,391	10,338,109
社民党	52	KY	22,294	3,329,000	149.3	824,878	2,504,122	24.8%
	53	IY	12,416	2,339,500	188.4	459,392	1,880,108	19.6%
	54	SK	17,277	2,533,322	146.6	639,249	1,894,073	25.2%
	55	HY	6,732	1,526,500	226.8	249,084	1,277,416	16.3%
	56	KK	8,318	2,435,000	292.7	307,766	2,127,234	12.6%
	57	SN	18,686	3,031,904	162.3	691,382	2,340,522	22.8%
		合計(6人分)		85,723	15,195,226	177.3	3,171,751	12,023,475
無所属	58	DM	4,786	752,000	157.1	177,082	574,918	23.5%
	59	MK	5,421	1,462,500	269.8	200,577	1,261,923	13.7%
	60	KH	3,741	935,000	249.9	138,417	796,583	14.8%
総合計(60人分)			529,453	106,862,051	201.8	19,589,757	87,272,294	18.3%
総支給合計(62人分)				114,147,551				

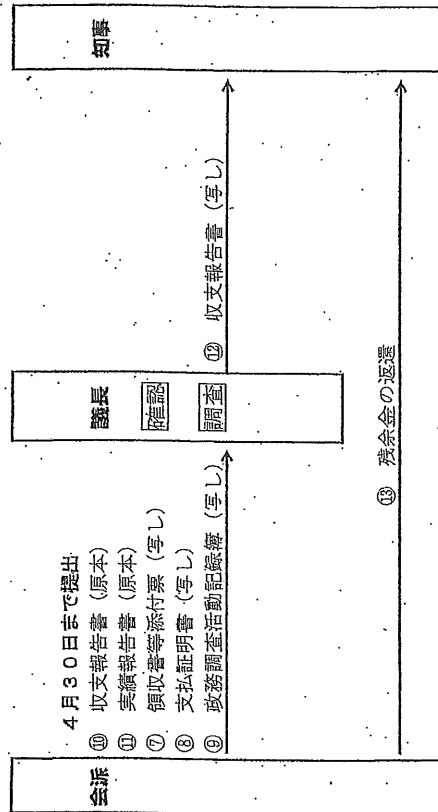
※の方については、移動距離未記載の部分を表作成者が推定して算出したものです。

会派における政務調査費収支報告フロー

< 月毎の精算 >



< 年末の精算 >



様式第11号の2 (第7条関係)

政務調査実績報告書 (政務調査活動記録簿)

※ 審査基準

- ・調査目的が異次の課題に關すること。
- ・政務調査費の使途基準に合致すること。

幹事長	経理責任者

調査年月日	平成 年 月 日
支払額	円
移動距離	km

目的地	場所 (会場等)			
所要時間				
相手方等				
調査目的				
調査内容				

(注1) 移動距離は、自家用自動車で政務調査活動を行った場合に記載すること。  
 (注2) 幹事長とは、会派が定める幹事長をいひ、経理責任者とは、会派が定める政務調査費経理責任者をいひ。

地方公共団体の監査制度の充実強化の必要性(検討の背景)

○ 地方公共団体の監査制度については、これまで第29次地方制度調査会や地方行財政検討会議において、制度の見直しを含めたそのあり方に関する議論が行われてきたが、具体的な制度化は行われていない。  
 そこで、改めて制度改正に向けた具体的な検討を行うため、平成24年9月に自治行政局に「地方公共団体の監査制度に関する研究会」(座長:宇賀克也東京大学教授)を設けた。計7回の議論を行い、平成25年3月に報告書を取りまとめた。

- |  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| (委員) 飯島 淳子<br>石川 恵子<br>◎宇賀 克也<br>遠藤 尚秀<br>北山 輝夫<br>高橋 敏朗 | 東北大学大学院法学研究科教授<br>実践女子大学人間社会学部准教授<br>東京大学大学院法学政治学研究科教授<br>公認会計士(日本公認会計士協会常務理事)<br>税理士(日本税理士会連合会常務理事)<br>大阪市代表監査委員 | ○田村 秀<br>富岡 恵美子<br>廣田 達人<br>町田 祥弘<br>松嶋 隆弘 | 新潟大学大学院実務法学研究科教授<br>前群馬県代表監査委員<br>横浜国立大学法科大学院准教授<br>青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授<br>日本大学法学部教授<br>(※五十音順、敬称略)(※座長:◎ 座長代理:○) |
|--|---|--|--|

※ 監査制度の見直しが求められている背景

(1) 第29次地方制度調査会答申(平成21年6月)において、監査委員の監査の結果の決定方法や外部監査制度の導入方法の見直し等が提言されたが、監査委員事務局の共同設置を可能にしたことを除き制度改正に至らず。

(2) 会計検査院による検査報告書(平成22年12月)により、都道府県及び政令指定都市の全てにおいて不適正経理(例:架空取引に基づき業者に預け金を保有させ、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるいわゆる「預け」など)が指摘された。

(3) 地方行財政検討会議を踏まえとりまとめられた「地方自治法抜本改正の考え方」(平成23年1月)において、現行の監査委員制度・外部監査制度について、廃止を含め、ゼロベースで見直しを進め、制度化に向け、関係者の意見を聴きながら更に詳細に検討するとされた。

見直し案:①長の責任の明確化及び監査機能の外部化(内部統制を整備し監査委員を廃止、監査は外部化)  
 ②内部と外部の監査機能の明確化(監査委員を廃止し新たに内部監査役を設け外部監査人と役割分担)  
 ③監査機能の共同化(地方公共団体が都道府県単位等で監査を共同して行う組織を設立)

(4) (3)を受け、監査委員をはじめ地方公共団体関係者は、監査制度の見直しの動向について注視している。

地方公共団体の監査制度の見直しに当たっての論点と方向性①

監査基準	● 地方公共団体の監査を行う際に基づくべき全国で統一された監査基準(監査の実施や報告を行う際の観点や手法を定めたガイドライン)が不存在であり、法令上も位置づけがない。  ➡ ○ 監査結果の信頼性を高めるため、統一された監査基準が必要。 ○ 監査基準に従って監査を行わなければならないことを法令で規定。 ○ 監査基準は、国や個々の地方公共団体とは別の主体が作成することが必要。併せて実施細則や運用マニュアルも作成。
性及び独立性 監査委員の専門	● 監査委員の専門性及び独立性を高めることが必要。 ● 議員から選任される監査委員は地方公共団体の内部の者であり、短期交代の例も多く専門性及び独立性が不十分との意見。  ➡ ○ 監査委員に必要な専門性が確保されていることを選任要件とする。 ○ 監査委員を議員から選任することを必須とせず、定数の上限を設けたうえで地方公共団体が判断。 ○ 議会で選挙することも含め、監査委員の選任方法の議論が必要。
専門性及び独立性 監査委員事務局の	● 監査委員事務局職員は、長部局等から人事異動で配属され、在職期間も3年程度。専門性及び独立性が不十分。  ➡ ○ 事務局職員に必要な専門性が確保されていることを任命要件とする。 ○ 弁護士、公認会計士等を任期付き職員として活用することや、監査法人等への監査事務の一部の委託も有効。 ○ 専門性の高い外部の人材活用の観点から監査委員による専門委員(専門分野の調査を行う学識経験者。現在は長のみ任命可能(自治法174条))の任命も検討すべき。 ○ 地方公共団体において監査委員事務局の共同設置も真剣に検討されるべき。



## 地方公共団体の監査制度の見直しに当たっての論点と方向性②

内部統制の整備及び運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査制度のあり方と内部統制の整備及び運用は密接に関連。</li> </ul> <p>&lt;内部統制&gt; 事前又は事後にリスクをコントロールすることを目的とし、組織内部において、違法行為や不正、ミスなどが行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続きを定め、それに基づいて管理・監視・保証を行うための一連の仕組み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部統制が十分に整備及び運用されていることを前提に、よりリスクの高い箇所を中心に監査することにより実効性が高まる。</li> <li>● 監査結果の指摘を活用し、組織全体で改善策を講じるためにも内部統制の整備は有効。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体が内部統制を整備しなければならないことを法令で規定。</li> <li>➡ ○ 具体的な体制は各地方公共団体が実情を踏まえ、整備及び運用。</li> <li>○ 内部統制の整備及び運用の状況は監査の対象。議会、住民にも報告し公表。</li> </ul> <p>➡ 地方公共団体の特性を踏まえた内部統制の整備・運用については更に詳細な検討が必要。</p>
外部監査制度のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査委員監査と外部監査のそれぞれの機能を踏まえた新たな役割分担を考えることが必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 包括外部監査と個別外部監査の仕組みを維持するかを含め制度のあり方について検討。</li> <li>○ 監査委員が外部監査のテーマを選定することや、決算審査等の全部又は一部を外部監査に委ね監査委員と役割分担を行う方法も考えられる。</li> </ul> <p>➡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 客観性を高めるために外部監査人の選任方法の見直しが必要。</li> <li>○ 外部監査人に必要な専門性を確保されていることを選任要件とする。</li> <li>○ 義務付団体(都道府県・指定都市・中核市)以外の団体が実情に応じ柔軟に導入できるよう対応。</li> </ul>

これらを踏まえると、地方公共団体の監査をサポートするシステムの構築が必要  
 ➡ 「監査サポート組織」のあり方について検討が必要

## 地方公共団体の監査制度の見直しに当たっての論点と方向性③

地方公共団体の監査を支援するため、「監査サポート組織」のあり方について検討が必要(以下の案は「たたき台」)

機能	監査主体の専門性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員、外部監査人、監査委員事務局職員に必要な専門性を認証 〔認証方法として考えられる案〕 a案) 試験方式、 b案) 研修方式、 c案) 試験方式と研修方式の並用</li> <li>・ 監査委員、外部監査人は認証を受けた者であることが要件 (注) 監査委員事務局職員については、小規模団体について考慮することが必要</li> </ul>
	監査基準の作成	地方公共団体の監査を行う場合に基づくべき統一された「監査基準」を作成
	監査の品質管理	監査委員及び外部監査人の監査結果を評価し、その結果を公表
	研修及び調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査関係者の研修(長期を含む)を実施</li> <li>・ 監査関係の調査研究及び地方公共団体への情報提供</li> </ul>

これらの機能に加え、

監査サポート組織が外部監査人の推薦等


- 監査サポート組織が認証した者の名簿を作成し、名簿搭載者の中から各地方公共団体に外部監査人を推薦
- 外部監査の導入 : 法律の規定により各地方公共団体が任意に導入。但し、一定の団体には義務づけ
- 外部監査のテーマ: ① 監査委員が決定 ② 外部監査人が決定することとする場合は、サポート組織が助言
- 要求監査の対応 : 監査委員の判断により、外部監査人の推薦を依頼

これに加えて、監査サポート組織が自ら監査を実施するという選択肢も考えられる。




**なぜ調査を行ったか**

愛知県議会 2009年度住民訴訟がきっかけ



議員の説明  
県民が訪問  
できる場



意見交換する場  
(式典等)

**ひき逃げ事故**

普通免許だけでも残せないか

港署

事情の酌みようがない

**なぜ調査を行ったか**

事務所 車リース

議員の説明 県民が訪問 意見交換する場  
できる場 (式典等)

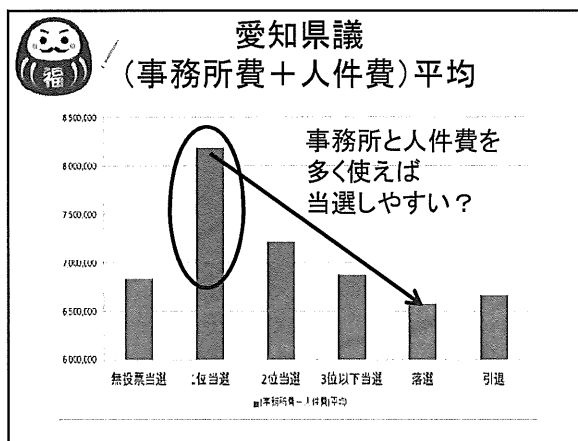
調査研究活動?  
税金でまかなうべき?  
政治活動そのもの?

**人件費と事務所賃料  
選挙結果の関係**

政務活動費と選挙結果はどう関係するか?

- 2011年5月-2015年3月までの  
人件費  
事務所賃料(2013.4-2015.3)  
の合計を算出。

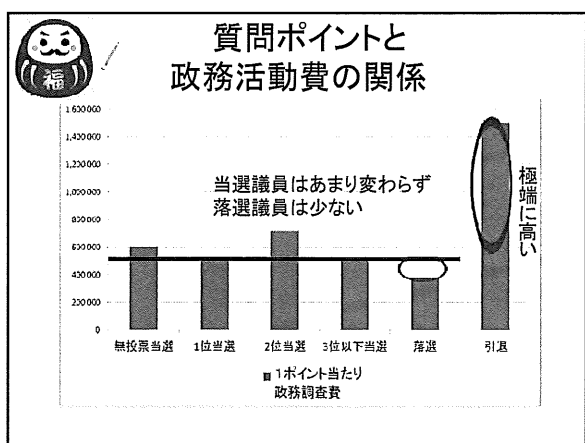
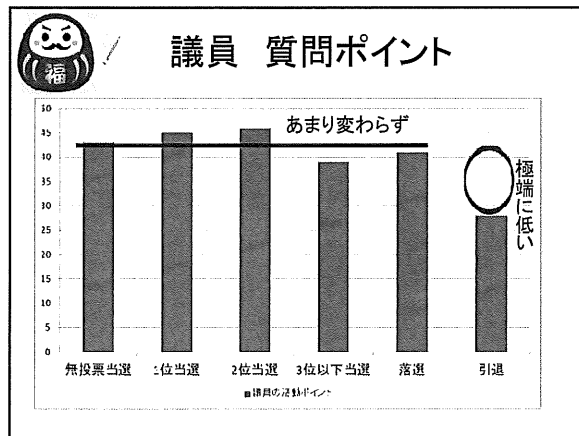
「無投票当選」「1位当選」「2位当選」  
「3位以下当選」「落選」「引退」で平均した



**質問と政務活動費の関係**  
 議員の質問など活動をポイント化

本会議一般質問	5ポイント
代表質問	3ポイント
質疑	1ポイント
委員会質問	1ポイント
請願紹介議員	1ポイント

「無投票当選」「1位当選」「2位当選」  
 「3位以下当選」「落選」「引退」で平均



ちなみに、1ポイント当たりの政務活動費

金額が多い 4人  
 金額が少ない4人  
 それぞれいくらくらいでしょうか？  
 (愛知県議会 1年当たり1人600万円)

**1ポイント当たりの政務活動費 多い人**

ポイント数	ポイント内訳 (4年間)	1ポイント当たり政務活動費	当落
2	委員会発言2回のみ	1101万円	引退
5	委員会発言5回のみ	453万円	引退
6	委員会発言6回のみ	273万円	無投票当選
9	代表質問1回、質疑1回、委員会発言3回	240万円	引退

**1ポイント当たりの政務活動費 少ない人**

ポイント数	ポイント内訳 (4年間)	1ポイント当たり政務活動費	当落
35	一般質問4回、質疑3回、委員会発言6回	21万	落選
92	代表質問1回、一般質問8回、質疑8回、委員会発言22回、陳情3回	14万	2位当選
29	代表質問2回、一般質問3回、質疑1回、委員会発言5回	12万	落選
30	一般質問1回、質疑1回、委員会発言22回	0	1位当選



### 調査結果

当選議員 議会活動の積極さは変わらず  
政務活動費のコストも変わらず  
☆事務所賃料と人件費の大きさと  
当選結果は比例する  
→選挙目的に使われている  
☆引退間際であまり質問しない議員も  
政務活動費を同じだけ使う傾向  
本来の趣旨通り使われていない！！



### 政務活動費の交付は どうあるべきか

- ・調査研究の成果が見えない！  
→領収書以外の活動報告を
- ・そもそも調査研究テーマを事前に  
明らかにせずに交付するのがおかしい！  
→一般の補助金と同様にできないか



### 一般の補助金と 政務活動費の違い

	一般の補助金	政務活動費
申請方法	目的を示し事前申請	申請なし
審査	担当課が審査、承認、支給	審査なし
実施	実施	実施
報告	担当課に報告	領収書のみ議会に提出
チェック	担当課がチェック、精算	領収書の不備を議長(=議会事務局)がチェック、精算



### 政務活動費 事前提案制の提案

	政務活動費
申請方法	年度実施計画を作成
審査	事前審査(市民審査会+議長)して承認
実施	計画通り実施
報告	調査結果を議会に報告
チェック	市民によるチェック